第十三条の二第一項中「及び代休日」を削り、「勤務時間」の下に「（第十五条第一項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」を加える。

第十五条の見出しを「（休日勤務代休時間）」に改め、同条第一項中「（次項において「休日の全勤務時間」を「又は一部（以下この項において「休日勤務時間」に改め、「、当該休日前に」を削り、「休日に代わる日」を「休日勤務時間に代わる時間」に、「代休日」を「休日勤務代休時間」に、「当該休日後の勤務日等」を「人事院規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間」に、「が指定された勤務日等」を「として指定された勤務時間」に改め、「及び休日」の下に「である勤務日等に割り振られた勤務時間」を、「除く。）」の下に「の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）」を加え、同条第二項中「代休日」を「休日勤務代休時間」に改め、「、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において」を削る。

第十六条中「年次休暇」を「年次有給休暇、年次無給休暇」に改める。

第十七条の見出しを「（年次有給休暇）」に改め、同条中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（年次無給休暇）

第十七条の二　年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において七日とする。

２　年次無給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として人事院規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

第七条第二項中「百分の百七十五」と」の下に「、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」と」を加える。

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第八条第二項中「百分の九十六・二五」と」の下に「、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」と」を、「百分の八十八・七五」と」の下に「、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」と」を加える。

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十六・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」を「百分の九十」と、「総額」とあるのは「総額（各庁の長又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定は、令和九年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第四条において「第一条改正後給与法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和八年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び第一条改正後給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（第二種初任給調整手当に関する特例）

第三条　適用日からこの法律の施行の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の別表第一から別表第十までの俸給表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。